

第6回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調に鑑みて、株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
また、本年においては、このような状況でもありますので、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：6532

■ 開催日時

2020年5月27日（水曜日）午前10時
受付開始は午前9時を予定しております。

■ 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階「扇」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面又はインターネット等により議決権を行使することができます。

議決権行使期限 2020年5月26日（火曜日）午後6時まで
（詳細は「議決権行使のご案内」3～4項をご覧ください。）

■ 目次

第6回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	13
計算書類	25
監査報告	27



株式会社ベイクレント・コンサルティング

証券コード 6532
2020年5月12日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
虎ノ門ヒルズ森タワー9階
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役社長 阿 部 義 之

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2020年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 「扇」
昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第6期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3～4頁）の「議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年5月26日（火曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調に鑑みて、株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎本年においては、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条第2項の規定に基づき、会場受付に議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.baycurrent.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・事業報告「新株予約権等の状況」
 - ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類「個別注記表」
- 従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.baycurrent.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として、「事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況」及び「事業報告 1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載しております。なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第6期の財務諸表につきましては、2020年5月27日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。

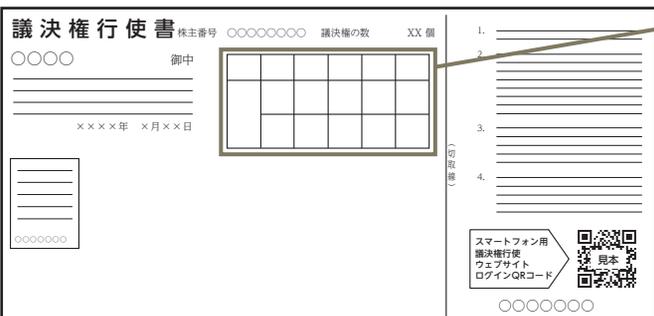


議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2020年5月27日(水曜日) 午前10時</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使する方法</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年5月26日(火曜日) 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネット等により議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年5月26日(火曜日) 午後6時入力完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第○号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第○号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

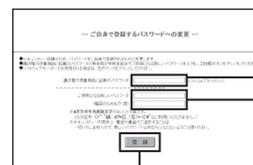
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第6期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は915,290,760円となります。
なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金90円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業容拡大に伴う経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）について、代表取締役に係る規定の一部の変更をお願いいたしたいと存じます。
- (2) 今後の監査体制の充実を図ることを目的として、現行定款第31条（監査役の数）に定める監査役の員数を3名以内から5名以内に変更をお願いいたしたいと存じます。なお、本定款の変更につきましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、今回の定款変更は本総会の終結の時に効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は代表取締役社長を1名置き、取締役の中から取締役会の決議により選定する。 ② <u>代表取締役社長は当社を代表する。</u> ③ 当社は、取締役会の決議をもって代表取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議により、 <u>代表取締役</u> を選定する。 (削除) ② 当社は、取締役会の決議により、 <u>代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて代表取締役社長以外の役付取締役</u> を選定することができる。
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【再任】	阿部 義之 あべ よしゆき (1966年4月4日)	2008年9月 旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社 2008年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役 コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長（現任）	68,801株
(取締役候補者とした理由) 2008年に旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社後、同社執行役員に就任し、コンサルタント事業部門を統括する責任者として、2016年から当社代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2 【再任】	池平 謙太郎 いけ ひら けんたろう (1977年10月1日)	2007年9月 旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役 2015年6月 当社取締役営業本部長（現任）	97,921株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社後、営業部門の責任者として、2015年から当社取締役営業本部長として継続的な業績拡大に貢献してまいりました。当社の営業活動の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 【再任】	中村公亮 なかむらこうすけ (1982年7月7日)	2007年1月 旧(株)ベイカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役管理本部長(現任)	84,722株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧(株)ベイカレント・コンサルティング入社後、管理部門の責任者として、2015年から当社取締役管理本部長として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4 【再任】	関口諭 せきぐちさとし (1978年6月29日)	2011年5月 旧(株)ベイカレント・コンサルティング入社 2013年3月 同社執行役員 2018年4月 当社執行役員コンサルティング本部長 2018年5月 当社取締役コンサルティング本部長(現任)	29,342株
(取締役候補者とした理由) 2011年に旧(株)ベイカレント・コンサルティング入社後、同社及び当社の執行役員として、コンサルティングサービスの提供に貢献してまいりました。また、2018年4月に当社コンサルティング本部長に就任しており、当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5 【再任】	小路敏宗 しょうじとしむね (1984年7月5日)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 中央総合法律事務所入所(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任)	800株
(社外取締役候補者とした理由) 小路敏宗氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家として、豊富な経験と見識をもとに当社の経営の監督を行う取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 【再任】	佐藤真太郎 さとう しんたろう (1974年3月1日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 TMI総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表(現任) 2018年5月 当社社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 佐藤真太郎氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家として、豊富な経験と見識をもとに当社の経営の監督を行う取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏、関口諭氏は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社ベイカレント・コンサルティングからの入社であります。
3. 小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【再任】	奥山芳貴 おくやまよし たか (1950年4月22日)	1981年9月 野村証券(株)入社 1982年7月 野村証券(株)スイス現地法人 (Nomura Bank (Switzerland) Ltd.) 出向 1990年11月 野村証券(株)ベルギー現地法人 (Nomura Bank (Belgium) S.A./N.V.) CEO 1995年5月 野村証券(株)フランス現地法人 (Banque Nomura France S.A.) CEO 2003年5月 野村アセットマネジメント(株)出向 2015年5月 当社監査役 (現任)	600株
(監査役候補者とした理由) 奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有しており、豊富な経験と見識をもとに当社の監査役として重要な役割を担っていることから、業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を遂行いただくことが適切であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			
2 【再任】	糟谷祐一郎 かすや ゆういちろう (1980年11月18日)	2005年12月 中央青山監査法人 (みすず監査法人) 入所 2007年7月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年9月 糟谷公認会計士事務所設立 (現 糟谷公認会計士・税理士事務所) 同所代表 (現任) 2016年3月 当社社外監査役 (現任) 2016年11月 (株)リビングギャラリー社外取締役 2019年3月 (株)ハヤシゴ監査役 (現任)	900株
(社外監査役候補者とした理由) 糟谷祐一郎氏は、社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家として、豊富な経験と見識をもとに業務執行の適正性確保を担う社外監査役としての職務を遂行いただくことが適切であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 【再任】	藤本哲也 ふじもとてつや (1986年1月8日)	2008年4月 (株)京都銀行入行 2008年10月 田井良夫国際税務会計事務所入所 2015年4月 税理士登録 2015年4月 藤本哲也税理士事務所設立 同所代表(現任) 2016年3月 当社社外監査役(現任)	1,200株
(社外監査役候補者とした理由) 藤本哲也氏は、社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家として、豊富な経験と見識をもとに業務執行の適正性確保を担う社外監査役としての職務を遂行いただくことが適切であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 糟谷祐一郎氏及び藤本哲也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、奥山芳貴氏、糟谷祐一郎氏及び藤本哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、糟谷祐一郎氏及び藤本哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年5月26日開催の第2回定時株主総会において、年額380百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後、約4年近く経過しており、その間に当社事業の成長に伴う業容が大幅に拡大したことや業績への貢献など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額800百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬につきましては、経営諮問委員会への諮問を経て当社の取締役会において決定しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業において支援している昨今の企業経営者は、市場環境が激しく変化する状況のなか、企業価値の向上を目指すため、グローバル化、業界再編、働き方改革、新たな事業モデルの構築などの課題に直面しており、それらを実現し、生産性を向上させるためのデジタル技術の活用が不可欠な状況にあります。そのため、これら経営課題を解決し、企業経営をサポートできるコンサルティングニーズが高まっております。当社は、このような経営環境のもと、あらゆる業界に対する戦略立案からビジネスプロセス改革、そして実行までの一連のサービスをワンストップで提供できる強みを持って、事業活動を進めてまいりました。

当社は、2018年4月に公表いたしました「中期経営計画（FY2019～FY2021）」において、2019年2月期から2021年2月期までを「将来の持続的な事業拡大に向けた基盤固めの3年間」と位置付け、これまでの成長スピード（15～20％）を維持し、既存事業の進展（人員増と高付加価値化）による着実な成長を目標として取り組み、当事業年度における採用状況については、新たに約420名のコンサルタント（新卒、未経験者含む。）を採用することができました。

中期経営計画の2年目でもある当事業年度における収益面については、前事業年度に約13％増員したコンサルタントの戦力化が進んだことに加え、デジタルトランスフォーメーション（注1）関連の案件獲得を推進したことで、更なる高付加価値化が実現し、稼働率（注2）については、既存クライアントの取引拡大、新規クライアントの開拓に努めたことによる好調な受注状況を受けて上期：80％台後半、下期：90％台前半の水準で推移いたしました。費用面においては、増員したコンサルタントに係る労務費等が増加いたしました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上高32,917百万円（前期比37.2％増）、営業利益7,149百万円（同96.1％増）、経常利益7,102百万円（同102.6％増）、当期純利益5,010百万円（同127.4％増）となりました。

また、当社は、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上収益32,978百万円（前期比35.7%増）、営業利益8,038百万円（同79.1%増）、税引前利益7,976百万円（同81.9%増）、当期利益5,912百万円（同90.5%増）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(注1) デジタルトランスフォーメーション

クラウド、ビッグデータ、モビリティ等「第3のプラットフォーム技術」を導入/活用し、AIやIoT、AR&VR、ロボティクス等を導入すること。

(注2) 稼働率

全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

日本基準に基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2017年2月期)	第4期 (2018年2月期)	第5期 (2019年2月期)	第6期 (当事業年度) (2020年2月期)
売上高(百万円)	17,176	20,424	23,991	32,917
経常利益(百万円)	2,136	3,184	3,506	7,102
当期純利益(百万円)	1,154	1,986	2,203	5,010
1株当たり当期純利益(円)	74.72	130.52	143.89	329.81
総資産(百万円)	22,809	23,113	23,249	29,097
純資産(百万円)	10,622	11,456	12,442	16,606
1株当たり純資産(円)	686.20	750.20	818.52	1,088.56

(注) 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第3期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(参考情報)

IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2017年2月期)	第 4 期 (2018年2月期)	第 5 期 (2019年2月期)	第 6 期 (当事業年度) (2020年2月期)
売 上 収 益(百万円)	17,188	20,438	24,294	32,978
税 引 前 利 益(百万円)	3,098	4,053	4,386	7,976
当 期 利 益(百万円)	2,097	2,866	3,103	5,912
基本的1株当たり当期利益 (円)	135.76	188.36	202.72	389.09
資 産 合 計(百万円)	25,699	27,025	28,003	35,241
資 本 合 計(百万円)	13,182	14,906	16,582	21,448
1株当たり資本合計 (円)	852.11	976.41	1,091.08	1,405.99

(注) 1. 当社は、IFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。

2. 上記、第3期から第6期までの数値に関し、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第6期の財務諸表につきましては、2020年5月27日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。

3. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第3期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり資本合計を算定しております。

(3) **重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

(4) **対処すべき課題**

① **優秀な人材の採用と育成**

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社の成長に影響すると考えております。そのため、様々なバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多様な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社は、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

② **サービスの高付加価値化**

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、更なるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

③ **安定した稼働率の維持**

当社は、高い収益性を維持して持続的な成長をするために安定した稼働率（全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合）を維持することが重要であることを認識しております。そのためには、安定した稼働率を維持し、収益力を高めるための営業活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

事業内容	主要なサービス
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2020年2月29日現在)

本 社	東京都 港区
-----	--------

(7) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,839名	308名増	32.6歳	3.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 使用人数が前事業年度末に比べ308名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	3,126百万円
株式会社みずほ銀行	1,875
三井住友信託銀行株式会社	781
株式会社あおぞら銀行	781

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年2月29日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 26,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,541,141株 |
| (3) 株主数 | 4,237名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,807,200株	11.85%
江口 新	1,555,714	10.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,215,900	7.97
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	400,000	2.62
MSCO CUSTOMER SECURITIES	368,324	2.41
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	352,000	2.31
GOVERNMENT OF NORWAY	318,300	2.09
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	295,135	1.93
萩平 和巳	292,642	1.92
JP MORGAN CHASE BANK 385632	260,000	1.70

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は自己株式 (286,295株) を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿部 義之	
取締役	池平 謙太郎	営業本部長
取締役	中村 公亮	管理本部長
取締役	関口 諭	コンサルティング本部長
取締役	小路 敏宗	中央総合法律事務所 弁護士
取締役	佐藤 真太郎	佐藤真太郎法律事務所代表
常勤監査役	奥山 芳貴	
監査役	糟谷 祐一郎	糟谷公認会計士・税理士事務所代表 (株)ハヤシゴ監査役
監査役	藤本 哲也	藤本哲也税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役小路敏宗氏及び取締役佐藤真太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役糟谷祐一郎氏及び監査役藤本哲也氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役糟谷祐一郎氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。
5. 監査役藤本哲也氏は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	468百万円 (14)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	23 (9)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	491 (23)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度に係る取締役（社外取締役は除く。）4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額99百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額については、2016年5月26日開催の第2回定時株主総会において、年額380百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の中長期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上述の取締役の報酬額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等は、経営諮問委員会において取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針等を踏まえたうえで、株主総会で決議いただいた報酬限度額及び譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役である小路敏宗氏は、中央総合法律事務所の所属弁護士であります。

社外取締役である佐藤真太郎氏は、佐藤真太郎法律事務所の代表であります。

社外監査役である糟谷祐一郎氏は、糟谷公認会計士・税理士事務所の代表及び(株)ハヤシゴ監査役であります。(株)ハヤシゴと当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役である藤本哲也氏は、藤本哲也税理士事務所の代表であります。

当社は、社外取締役、社外監査役に、株主と利益相反のおそれのない者を選任しており、当社とそれぞれの兼職先との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小路 敏 宗	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
取締役 佐 藤 真 太 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 糟 谷 祐 一 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、及び監査役会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 藤 本 哲 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、及び監査役会12回のうち12回に出席し、主に税理士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,529	流動負債	6,834
現金及び預金	8,021	1年内返済予定の長期借入金	1,050
売掛金	4,834	未払金	378
仕掛品	405	未払法人税等	1,862
その他	269	未払消費税等	1,348
固定資産	15,568	賞与引当金	1,173
有形固定資産	411	その他	1,023
建物	321	固定負債	5,657
その他	90	長期借入金	5,513
無形固定資産	13,708	資産除去債務	101
のれん	13,444	その他	43
その他	264	負債合計	12,491
投資その他の資産	1,449	(純資産の部)	
敷金	670	株主資本	16,605
長期前払費用	192	資本金	282
繰延税金資産	587	資本剰余金	7,705
資産合計	29,097	資本準備金	182
		その他資本剰余金	7,523
		利益剰余金	9,378
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	9,353
		繰越利益剰余金	9,353
		自己株式	△760
		新株予約権	1
		純資産合計	16,606
		負債純資産合計	29,097

損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		32,917
売上原価		18,522
売上総利益		14,395
販売費及び一般管理費		7,246
営業利益		7,149
営業外費用		
支払利息	41	
支払手数料	5	
その他	1	47
経常利益		7,102
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
税引前当期純利益		7,103
法人税、住民税及び事業税	2,381	
法人税等調整額	△288	2,093
当期純利益		5,010

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

株式会社ベイカレント・コンサルティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月20日

株式会社バイカレント・コンサルティング 監査役会

常勤監査役 奥山 芳貴 ⑩

社外監査役 糟谷 祐一郎 ⑩

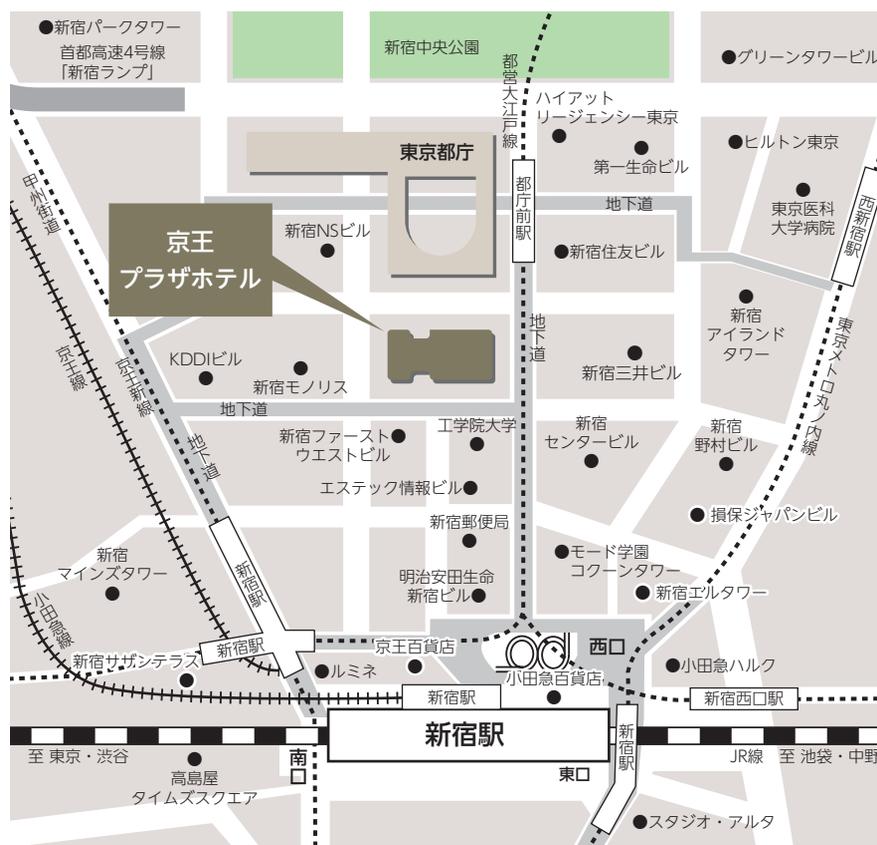
社外監査役 藤本 哲也 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階「扇」



交通のご案内

新宿駅西口より徒歩／約5分 (JR・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。

都営大江戸線都庁前駅より徒歩／地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。

